

## 平成 29 年度第 10 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 30 年（2018 年）2 月 7 日（水） 13：30 ～ 16：50

2 場 所 長野県庁 西庁舎 111 号会議室

3 内 容

○ 議事

（1）湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る事後調査報告書について

（2）諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価方法書の知事意見に基づく残土処理の計画変更の報告について

（3）その他

4 出席委員（五十音順、敬称略）

梅 崎 健 夫（委員長職務代理者（副））

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝（委員長）

亀 山 章

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

鈴 木 啓 助

富 樫 均

中 村 寛 志（委員長職務代理者（正））

中 村 雅 彦

5 欠席委員（五十音順、敬称略）

野見山 哲 生

山 室 真 澄

事務局  
寒河江  
(県環境政策課)

ただいまから、平成29年度第10回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守くださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。野見山委員、山室委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは条例の規定により委員長が議長を務めることとなっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様お忙しい中ご出席くださいましてありがとうございます。

思いのほか雪も少なくよかったですと思います。

それでは早速議事に入らせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

まず本日の会議の進行予定と配布資料について事務局から説明をお願いします。

事務局  
是永  
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永剛と申します。よろしくお願いいたします。事務局から本日の会議の予定及び御手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事（１）で湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る事後調査報告書について、事務局から内容の説明後、御議論をお願いいたします。概ね14時00分までに審議を終了し、休憩を挟んで議事（２）の審議に移る予定としております。

議事（２）では諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価方法書の知事意見に基づく残土処理の計画変更の報告について、事業者から説明の後、御審議をお願いいたします。この報告の位置づけについて御説明いたします。御手元の資料2-1を御覧ください。

資料2-1は方法書段階の方法書に対する知事意見でして、平成28年6月3日に事業者に通知したものです。この1ページ目の5事業計画の（４）で「事業計画地内で盛土として残土を処理する計画を見直す場合は、県に報告し、その助言を踏まえて必要な調査、予測及び評価を実施すること。」と述べており、今回はこの知事意見に基づく報告となります。この知事意見は平成28年1月21日から5月19日までの4回の審議結果による技術委員会意見を踏まえたものでございまして、県への報告、つまり、技術委員会において事業者より変更内容に関する報告を受け、御審議、御意見を頂きまして、必要な助言を事業者に行うこととなります。なお、この審議は概ね16時00分までとし、会議を終了する予定としております。

次に、本日の会議資料ですが、会議次第のとおり、御手元に資料1から資料2、資料2-1、資料2-2、手持資料を配布させていただいております。

資料1は、湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る事後調査報告書の概要、報告書の本体になります。資料2及び資料2-2は諏訪市四賀ソーラー事業（仮称）に係る環境影響評価方法書に知事意見に基づく残土処理の計画変更の報告に関する資料です。

資料2-1は先ほどの御説明のとおり方法書段階での方法書への知事意見です。

手持資料は環境影響評価項目の選定案について、方法書段階からの変更する内容です。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。配布資料はそろっておりますでしょうか。何か不足等お気づきになりましたら審議の途中でも御指摘ください。  
では早速議事（１）に入ります。  
湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る事後調査報告書についてです。  
では事務局から資料１について説明をお願いします。

事務局  
是永

資料１をご覧ください。  
湖周行政事務組合ごみ処理施設建設事業に係る事後調査報告の概要です。こちらの事後調査については環境影響評価の不確実性を補うため、事業着手後の環境保全への配慮の状況を明らかにする報告書であり、今般湖周行政事務組合からごみ処理施設建設事業に係る事後調査報告書が提出されたのでご報告いたします。  
事業の概要は（１）のとおり岡谷市に設置された一般廃棄物焼却施設で処理能力110／日となります。次に（２）事業の経過ですが、平成25年11月に評価書が広告され平成26年10月から事後調査報告書が、これまでに工事による猛禽類への影響として調査結果の報告が4回なされています。直近では平成28年11月10日の技術委員会において御議論をいただきました。  
今回の報告は大気質についてですが、施設の稼働が通常の状態に達した時点で事後調査を行う計画で、平成28年12月に供用開始後の定常状態となりましたので、調査を開始し、今回1年分の結果がまとまったということで提出がありました。  
次に（３）事後調査報告書の概要をご覧ください。環境基準の設定項目として二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類これらの5物質、その他指針値等の物質として塩化水素、カドミウム、水銀、鉛の4物質の調査を4季行っております。調査地点については右欄の諏訪湖周クリーンセンターから岡谷市役所まで4地点です。  
位置図は裏面にあります。中心は湖周行政事務組合の焼却施設です。半径2kmの範囲で居住地のある場所を選定して調査を行っています。  
表に戻りまして調査の結果となります。（３）の2番目の○は、環境基準との比較となっております。報告書本体2-25ページをご覧ください。全ての調査項目において環境基準値を下回っており、かつ環境基準値と比べて十分に低い濃度であったということです。  
表の上から1時間平均値、日平均値、年平均値の順となります。二酸化硫黄からダイオキシン類の5物質についてのそれぞれの結果は、4地点すべてにおいて環境基準を達成しているという結果となっております。また、十分に低い数値であったとして新ごみ処理施設の稼働による影響は小さいとしております。  
資料１の（３）の3番目の○は、評価書の調査結果との比較となっております。報告書2-26ページをご覧ください。下の表2-23ですが、各物質ごと、各地点ごとに事後調査と評価書の現地調査の結果が記載されています。ご覧いただきますと浮遊粒子状物質の2地点、水銀の全地点を除いて数値は小さくなっております。この要因として新ごみ処理施設は従前のごみ処理施設より施設設計の仕様上、排出濃度が低いため大気環境が改善されている、という報告となっております。  
次に資料１の下から3番目の○は評価書の予測結果との比較となっております。報告書2-27ページをご覧ください。こちらについては、最大着地濃度予測地点として選定された勝弦峠、施設から北西に400mの地点となります。先ほどの資料１裏面の中心部から北西の方に勝弦峠があり、この地点で調査をした結果です。施設から約400mとなりますがこの地点での予測結果と事後調査の結果を比較しています。ここでは環境基準項目の4物質、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の4物質についての比較がされておりますが、いずれの物質も事後調査結果が評価書の予測値を下回り、予測値の概ね14～70%と差があります。この要因として、評価書段階では安全側にたち予測の排ガス濃度は計画値を用いたこと、NOxについては、全てNO2

に変換したこと、また事後調査期間中の排ガス濃度は計画値を下回った結果としております。

資料1下から2番目の○の事後調査と同一期間に測定された一般局・自排局との比較については報告書の2-28ページになります。表2-25ですが、二酸化硫黄からダイオキシン類までの5物質については、事後調査結果と一般局と自排局とは同レベルとしております。なお一般局については、近傍の諏訪局、自排局も同じく近傍の岡谷インター局の結果です。ダイオキシン類については、平成23年から平成27年までの5か年の一般環境の結果が上段にあり、ダイオキシン類の廃棄物焼却施設の周辺調査結果が下段に記載されています。

最後に資料1の一番下の○の総合評価になります。こちらは報告書2-29ページです。こちらには評価とありますが、これまでの調査結果と各比較の中で、二酸化硫黄を始めに各物質ともに施設の稼働による影響は認められないと判断され、新ごみ焼却施設の供用による周辺への影響は小さいと評価しています。

以上、事後調査報告ですが、組合では引き続き調査を継続することとしております。

また県では、この事後調査報告書について、2月6日に公告し縦覧に供しまして、環境保全の見地からの意見募集を3月5日まで行っているほか、縦覧後に関係市町の岡谷市、塩尻市及び辰野町に意見照会することとしております。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。今御説明いただきました資料1と事後調査報告書の本体について、御質問や御意見がございましたら承ります。

今、事務局が説明された手続上の話になりますが、昨日公告して、3月5日まで縦覧ということは、4週間になるのでしょうか。それとも30日間ですか。

事務局  
是永

1か月になります。

片谷委員長

1か月という期限なのですか。他のアセスのいろいろな手続では月ではなく、日数単位のものが多いですよ。たまたま2月ですから1か月が短いので気になりました。要するに県の規定としては1か月となっているのですね。

事務局  
是永

そうです。

片谷委員長

それは仕方ないですね。  
梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

2-26ページに「評価（現地）」と記載されていますが、この意味は何ですか。それと、同じように2-28ページの「一般局・自排局の結果より」という表現についてもう少し詳しく説明してください。

事務局  
是永

「評価（現地）」という表現につきましては、環境影響評価において実施した現地調査の結果を表しております。

「一般局・自排局の結果より」という表現につきましては、県が実施している常時監視の結果との比較を表しております。

梅崎委員

それでは、まず後者の方ですが、一般的な値よりも高いか低いかという評価ですね。その前の評価（現地）という意味が分からないのですが、現地と比較することが何かの評価になるのですか。

片谷委員長

要するに、アセス手続の段階で現地調査を行って、その時の現地調査結果と比較しているんですよね。それで新しい施設に変わったことによって上がったか下がったかという比較をしている形ですが、表現としては非常にわかりにくいですね。言葉の使い方で間違っているわけではないですが、次には予測値との比較とあるので、分かりやすく表現するならば「アセス手続時点での現地調査結果との比較」なんですよ。その次は「アセス手続における予測結果との比較」なので、そういう表現の方が誤解を招きにくいですね。縦覧しても何のことかわからんとおっしゃる方がいいそうですね。今後、事後調査報告書が出てくるのであれば、表現の修正を指導していただければと思います。

数値的には非常に低いわけですからそういう面では全く心配はいらないのですが、こういう報告書は住民の皆さんに安心していただくものですから、表現が分かりにくいのはなるべく避けた方がいいですね。

事務局  
是永

表現が分かりやすくなるように指摘していきます。

片谷委員長

これはリプレース案件ですから、従来の施設よりも環境負荷が減ったということが基本なわけですよ。最近ではポジティブアセスという言葉が使われていて、環境省でも推進する方向で動いています。予測の段階で施設が新しくなれば良くなる方向に変化するであろうと予想できていたわけですが、あまりここの審査でも強調しなかったのが、アセス図書には良くなるという表現は記載されていないですね。本当に良くなるものはそのとおり記載いただいた方がいい気がします。その方が周辺に住んでいる住民の方々が過剰な懸念をしなくてすみます。必要以上に心配させてしまうことも避けた方がいいですね。今後のリプレース案件では、事務局で指導してほしいと思います。

非常に細かいところですが、二酸化窒素の表記方法について、資料編の5、6ページ辺りで、一日平均値に環境基準値という欄があり、そこに0.04~0.06ppm以下と記載されています。5ページの表の下には正しく「一日平均値が0.04から0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であることをいう。」と記載されていますが、表の中だけを見た人は環境基準値には下限値もあるのかと勘違いしてしまいます。それとこの二酸化窒素の環境基準は現況で0.04を下回っている場合はそれを維持しなければならないというものですので、この書き方だと0.06以下であればいいと読めてしまいます。これは望ましくない書き方なので事業者さんに今後注意するよう指導してください。小澤委員どうぞ。

小澤委員

2-18ページの微小粒子状物質について、一番下の点線で囲った考察の中で、微小粒子状物質が高い要因として、「刈草や農作残渣の野焼き等」と記述がありますが、これは調査の中でそういうことが行われていることを確認して記載しているのか、一般論として記載しているのかどちらなのでしょう。

事務局  
是永

調査の際には周辺状況を確認するかと思いますが、バックデータをいただけていないので、その点については確認をさせていただきたいと思います。

小澤委員

そういった情報がわかるように記載した方がいいと思います。

もう一点は、資料編の18ページでダイオキシン類の結果を細かく記載していただいたことは非常にいいことだと思いますが、数値が計算途中のように思えます。報告する場合には、ある程度丸めた数字で示すべきですが、非常に有効数字が多い記載となっていますので、適宜修正をしていただきたいと思います。

事務局 是永	ダイオキシン法の環境基準の考え方がありますので、確認して対応を求めています と思います。
片谷委員長	有効数字が5桁もあるはずがないので、適切に指導してください。 値として問題のあるものはないのでその点は安心できますが、報告書としてはそう いった細かい点にも気を配っていただきたいということをお願いします。 佐藤委員どうぞ。
佐藤委員	2-28 で微小粒子状物質が高いという結果になっていますが、その理由は記載しなく てよいのでしょうか。
事務局 是永	先ほども話に上がりました2-18 ページで、刈草や野焼きが原因で上昇していると分 析していますが、バックデータがございませんので確認をしてみたいと思います。
片谷委員長	問題になるレベルの値ではありませんが、周辺の常時監視局より高いということは 事実として出ています。2-18 の点線枠内の説明は一般論としてのものに見えます。実 際に野焼きが行われていることが目撃されたということがあれば、是非それ を書いていただいた方がいいですし、なければもう少し説明は改善するよう指導をし ていただきたいと思います。 他はよろしいでしょうか。中村寛志委員どうぞ。
中村寛志委員	関連して、微小粒子状物質の2-29 で一般局・自排局との比較について○として評価 していますが、2-28 を確認すると一般局・自排局の結果より高くなっています。元の データの1時間値を確認すると、振れ幅が大きく0~44 ぐらいの幅があるので、統計 的に有意性がないので○としているとか、どれくらいであれば○とするといった基準 はあるのでしょうか。
事務局 是永	一般的に評価の方法は決められたものではありません。 2-29 ページ表 2-26 の下に記載されているものが全てとなりまして、○は「事後調 査の結果により、施設の稼働による影響が小さいと評価できるもの」、×は「事後調 査の結果により、施設の稼働による影響が大きいと評価されるもの」、この判断によつて ○、×が付いているということになります。
中村寛志委員	元のデータで 98%値が $6\mu\text{g}/\text{m}$ の範囲に入っていたため影響がないというところま ではやっていないということですね。
事務局 是永	そうです。
片谷委員長	基本は平均による評価になっているので、本当は最大値の時に野焼きが原因とい うことが分かっていると説得力があるのですが、今度調査するときはそういったところ もよく見るようにと指導をしていただくといいと思います。 では特にご発言がないようでございますので、議事1の事後調査報告書に関する審 議は以上とさせていただきます。 もし、後でお気づきになって御質問や御意見等がありましたら、1週間以内、2月 14日までにメールで事務局にお寄せください。 それでは、議事1を終わります、2番に移りますが、議事2番の準備、事業者さ んに入場いただくための時間が必要ですので、まだ始まって間もないですが休憩時間 を取りまして、10分後の2時15分から始めさせていただきたいと思います。では事 務局で準備をお願いします。

片谷委員長

まだプロジェクターの調整中ですが、パワーポイントのスライドを配布資料として印刷いただいたものもありますので再開させていただきます。

議事(2)で「諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)に係る環境影響評価方法書の知事意見に基づく残土処理の計画変更の報告について」になります。

では事業者さんから資料2及び資料2-2について御説明いただくことにします。

だいぶ前回の審議から時間が空いておりますので、もしよろしければ冒頭に事業者さんから方法書以降の進捗状況等に関して何かコメントがあればお話しいただいても構いませんし、即説明に入られても結構ですし、どちらでも適宜ご判断ください。

事業者

森田

(株) Loop

本日はお時間をいただきありがとうございました。先ほどご案内いただきましたとおり、諏訪市四賀ソーラー事業の環境影響評価の準備書の公告、縦覧に先立ちまして、本日は方法書の知事意見に基づく残土処理計画の変更の報告について、として主に方法書時点から見直した計画について御説明いたします。

かなり時間がたっておりますが、本事業では平成28年1月に改正、施行された環境影響評価条例にのっとって環境影響評価の手続を進めていた事業で、平成28年6月に方法書の手続の知事意見を受領すると同時に終了させていただき、その後現地調査を開始し、現在現地調査を終えて準備書を作成し、環境政策課へ準備書の案を提出しているところです。

のちほど少し説明させていただく予定ですが、方法書の手続以降一度中間報告という形で水象の調査結果や、それに基づく保全対策を技術委員会の一部の委員の先生方に御説明させていただきました。また茅野市、諏訪市の住民の皆様にも、それぞれ説明会を開催いたしました。その後説明会については個別での説明会というのを関係各所で行ったり、先日は準備書の事前説明会ということで、準備書の内容をより御理解いただくという目的のもと、内容を網羅的に御説明する機会をいただいております。

早速ですが本日配布している資料2について、パワーポイントの資料に沿って御説明させていただきたいと思っております。

2ページについて本日の説明の事項を記載しております。本日は事業計画の概要と環境影響評価手続の状況、説明会の実施状況や方法書時点からの事業計画の見直し内容といった順で御説明させていただきます。

まずは私の方から事業計画の概要を改めて御説明し、その後今回環境影響評価の現地調査や予測評価を行っていただきました環境アセスメントセンター様から環境影響評価及び方法書時点からの事業計画の見直し内容について御説明いたします。

3ページについて本事業の事業名称は「諏訪市四賀ソーラー事業(仮称)」で、事業実施所在地は長野県諏訪市四賀7718-29、-40、-41及び7679となりまして、右の図の赤枠が事業計画地となります。計画地の南端が諏訪湖カントリークラブの北端から500m程度の位置にあります。

事業種別は太陽光発電所、電気工作物の建設で再生可能エネルギー固定価格買取制度を活用し、20年間にわたり発電した電気を電力会社に売電します。また20年間の制度終了後も当社で行っている電力小売り事業の電源として活用するため事業を継続します。

事業実施区域面積は196.5ha、うちパネル設置面積が88.6ha、残置森林区域が97.4ha、道路建設区域が7.6ha、調整池区域が2.9haとなっています。

カッコ内に記載している数字は方法書時点での計画値で、いま申し上げた数値が保全対策を行って準備書案として提出している計画の数値です。

4ページについて、本事業計画地は上桑原牧野農業協同組合、上桑原共有地組合、及び上桑原山林組合が所有する山林です。以前は牧草地として活用していましたが、その事業が低減していく中で植林が行われ現況に至っております。また、最近では過去に例のない集中豪雨の発生によりこれまで以上に人手をかけた山林の維持管理が必要になってきていると伺っています。一方で組合員の高齢化による山林の維持管理が

以前にも増して難しくなっているということで、本事業計画の運営により現在より維持管理の機会を増やして、治山力の向上につなげたいと考えます。

4 ページの右側の写真は今回重要な保全の対象としている、湿地などの環境も多く残っています。

一方で必ずしも維持管理が行き届いていない区域もありまして、左の写真のような倒木などが散在している場所も存在しています。

また再生可能エネルギーの導入ということで、エネルギーの自給率の向上、温室効果ガスの削減、2030年時点の望ましい電源構成への寄与、長野県の再生可能エネルギー導入目標達成への寄与といったことにも貢献していきたいと考えます。

5 ページについて本事業は平成 25 年から検討を始め、平成 28 年 1 月の長野県環境影響評価条例の改正施行に合わせて方法書の手続を開始した事業です。現在は現地調査を終えて準備書案を作成し、長野県環境政策課に提出しています。今後、平成 30 年春に準備書の公告、縦覧を開始し 31 年春に着工、34 年送電開始を目指している、という計画となります。

6 ページについて、本事業の環境影響評価で現地調査、予測評価を実施した環境要素を表にしております。現地調査の行で○となっている要素は現地調査を実施した環境要素、一の要素は現地調査を実施せず既存資料等を活用した環境要素です。

また、予測、評価の行で○となっている要素は標準化項目として予測、評価を行った環境要素で、△の要素は簡略化項目として予測、評価を行った環境要素です。一は予測、評価の対象外とした環境要素です。

表中で背景色がオレンジかつ赤文字の環境要素は、方法書時点から現地調査、予測評価を追加、あるいは標準化項目に引き上げた環境要素です。

7 ページについて、本事業では周辺の住民の皆様にも事業の内容、また環境影響評価の手続状況をよりよく御理解いただくということを目的に、事業検討当初より多くの説明会を実施しておりますが、その実施した説明会の一覧を示しております。赤線以降の説明会が平成 28 年 6 月に終了した方法書の手続以降に実施した説明会です。

冒頭で申し上げたとおり水象に係る説明会というのは、茅野市、諏訪市全体で行い、その後個別に関係各所で行い、先日は準備書の事前説明会ということで、諏訪市、茅野市さんそれぞれ全体に行っております。

コンサルタント  
永翁

((株) 環境アセス  
メントセンター)

8 ページの 1-3-1 で「方法書時点の土地利用計画に対する知事意見概要」をご覧ください。

環境保全措置の選定にあたっては、事業計画の見直しを含めた複数の環境保全措置比較検討を行うことといった知事意見、また盛土計画の見直しに係る知事意見、湿地の保全だけでなく水系の繋がりを保つことが重要であるという知事意見、また技術委員会でも御指導、御助言をいただきまして環境の連続性の確保に関しても御意見をいただきました。

右の図は方法書当時の土地利用計画の案になります。4 か所調整池があり、C 調整池の上流側に 20 万 m<sup>3</sup>ほどの盛土の計画があったようです。この土地利用計画に含まれていますが、この図には事業計画地内に 5 か所の湿地がありますが、動植物の生息環境からみてもここは重要な地域であるということです。

これに対して事業計画を変更しております。先ほどの 1 年半ほどの調査、現地調査を含め様々なことを確認しその内容を汲んだうえで知事意見の内容、技術委員会での御指導、そういったものを背景に事業計画を見直しております。

その方針として、まず湿地の保全として保全区域の拡大を図り、植物の貴重種の生育環境の保全として保全区域の拡大を図りました。また河川の連続性の確保、動植物の生息、生育環境の保全として盛土計画の見直しとして盛土の場外搬出、保全区域の幅の拡大、対象事業実施区域内の残土処理の見直し等を考えています。

猛禽類の営巣地の保全として調整池計画を見直し、調整池を 4 か所から 1 か所とりやめ 3 か所に削減し保全区域の拡大を図っています。

事業計画全体としては、保全を図るうえで事業計画区域は若干拡大した形となりました。

また残置森林区域の増大として49.5%、約半分のエリアを残置森林として保全する形になります。

10ページになりますが、こちらは土地利用計画の見直しの第1案になります。緑の部分が保全区域の拡大等に関するもの、水色の部分が河川の連続性の確保、茶色の部分が猛禽類の保全に関するものとなります。今パワーポイントで示しているポイントはD調整池の設置を予定していたところですが、猛禽類の生息が確認されたわけで、考え方としては半径200mくらいの範囲を保全区域として考えており、そうすると尾根までとなりいびつな形となってしまいますが、そういった保全を図っております。

また、各湿地、湿地から流れる川等についても、方法書時点の計画ではパネルのエリアになっていて河川のエリアが分断されているようでした。その点についても河畔の植生の幅をもって保全区域にするということでこのような計画にしております。また湿地の範囲についても、湿地のみではなくバッファの範囲をもって保全区域として取り入れています。

盛土の部分ですが、1案の段階ではここの盛土はやめて2か所に盛土をしようと思いましたが、最終案では動植物の生息環境の保全を図ったうえで、場内盛土の廃止という見直しをしております。環境への負荷の軽減のためさらに検討を重ね盛土計画を変更し場外への搬出を考えています。

もとより事業計画の内容について、その他として地形を生かしたパネル配置とは、茶色の部分がパネルを敷く範囲ですが、土地の形状変化は基本的にはしないで立木の伐採のみ、伐根もせずにパネルの範囲を設定する計画です。またパネルは一定の間隔で配置し、雨水の地下浸透を促すような計画を考えています。

また、伐採木をチップ化し敷くことは計画しておりませんが、水象等の懸念もありましたが、そういったことにもこたえる形で範囲については、現状の浸透を妨げないような計画をしております。

事業者  
森田

次のページは先ほど御説明があった残土の搬出先の情報になります。今回発生する建設残土の搬出は、隣接地の採石場に排出する予定です。搬出した工事発生土は採石跡地の現状復帰に活用し、採石場における斜面崩壊等の災害防止対策を行う予定です。資料2の12番の左側の写真が現在の採石場です。現状はこのような採石跡地が隣接地のエリアにあります。面積は航空写真の方が分かりやすいと思い、右側にグーグルマップから引用した航空写真を掲載しました。

コンサルタント  
永翁

工事の工程の概要としては13番に示しますとおり、31年に着工し34年に送電計画を目指すとして3年半、42か月間ほどかけて工事を実施する予定です。防災工事、伐採工事、パネルの据え付け、電気工事、このような流れの計画となります。ここまでがパワーポイントの資料となり、次からは希少種の情報を配布しております。また資料2-2にいくつかの事業計画を比較したのがあります。動植物の面から保全を図ったという御説明をいたしましたが、盛土計画を見直す内容を考えて、どのような環境要素に比較検討の材料があるかと考えて、大気質、騒音・振動、地形・地質、動植物、温室効果ガス、について観点を持ち、比較検討いたしました。

①案は方法書案、②案は場内盛土案、③案は今回最終案とした隣接地に残土を運ぶ案、④案は遠方搬出案と考えています。大気汚染物質の発生を考慮すると、④案は長距離を運ぶことになるので有利ではない、騒音・振動についても④案の遠方に運ぶとなると影響が想定される、地形・地質については①、②については盛土、場内盛土として比較の上では不利となる。動植物については場外搬出の方がより影響が少なくなるということです。温室効果ガスについても、運搬車両の走行によって影響が考えられるため不利となり、定性的になりますが総合的に判断して③案の最終案が最も有利だろうということで整理を試みているところです。

御手元の貴重種の分布等を見ていただくと少し理解しやすいと思いますが、今回保全エリアにしたところで、貴重な植物の分布、貴重な注目すべき群落の分布などが方法書当時の計画と比較して、かなり保全エリアに含まれる形で計画を見直していることが見ていただけると思われます。

また昆虫類と昆虫類以外の哺乳類等も含めた現地調査による確認位置図との重ね合わせもこちらに示しました。

また猛禽類の飛翔図との重ね合わせも参考のためお付けしました。事業計画の見直しに係る説明をさせていただきました。

説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。

本日の配布資料について、傍聴の皆様に配布している資料には貴重な動植物に関する図面は除外されておりますので、その点についてはご了承ください。県の条例上の定めで、貴重な動植物に関する図面等の資料は非公開ととなっておりますので、ご了解をお願いいたします。

では、今説明いただきました資料2と資料2-2について審議をまいります。かなりボリュームがありますし、方法書の審議から時間が経っていますので、事業計画の全体像は特に大きく変わってはおりませんが、その辺も含め確認の質問等もしていただけるように進めてまいりたいと思います。

まず資料2のスライド3、4番は方法書段階で説明いただいた内容と特段の違いはありませんが、確認の質問等があれば承ります。

よろしいでしょうか。

では、次の5番はアセス手続のこれまでの状況と、今後の準備書以降の予定となっております。6番は環境影響評価項目の選定状況が記載されておりますが、5、6番について確認の御質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、7番は説明会の実施状況になります。説明会に関しては、直接は委員会の審議対象ではないですが、住民との皆さんとのやり取りの経緯が分かる資料ですので、質問があれば承ります。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

住民の方々の反応はどのような感じなのか、差し障りのないレベルでお話しいただけますか。

事業者  
森田

直近の準備書の事前説明会で出た意見は、二酸化炭素の排出計算方法に関する質問や水象の調査方法の精度についての御意見、また過去に水象調査を行った論文がありますので、それと今回の調査内容との対照についての御質問、御意見がありました。水象、水質に関する御意見、御質問が多かったと思っています。

また、事業計画に関するものと、事業の現状復旧費用の積み立てに関する御意見がありました。こういったものが主な意見としてあったと認識しております。

片谷委員長

佐藤委員よろしいですか。

佐藤委員

結構です。

片谷委員長

今のは住民の皆さんへの説明会での御意見ですね。7番の表で市議とあるのは諏訪市と茅野市の議会に対する説明会なのか、議会の一部の議員さんということですか。

事業者  
森田

正式に議会を開いていただいて行った説明会ではなく、我々から市議の皆様にも事業の内容をご理解いただくために、市議会の議案とは別に行った説明会という位置づけで市議説明という表現をさせていただいております。

片谷委員長	そこで何か御質問、御指摘等があった場合、支障がなければ御紹介いただけますか。
事業者 森田	住民の皆様が不安に思っていることを説明して行ってほしいという御意見は当然出ております。また、万が一事業継続断念の場合の現状復旧費用の積み立てについての御意見がございました。あとは、茅野市の方からですが、場所は諏訪市側ということもあり、茅野市側の貢献として雇用などの検討はできないのか、といった御要望がございました。
片谷委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>7番について他に質問等がありますか。</p> <p>それでは続きまして8番のスライドがこの委員会から土地利用計画に関して出した意見を要約したもので、それに対応して事業計画の見直しをしたものが9番ということです。</p> <p>具体的に土地利用計画の変更について、10番の図が第一段階で、更に計画を変更した第二段階が11番となり、これが最終であるということです。</p> <p>盛土はせずに残土は隣接の採石場を埋めるために搬出する計画となったと説明されています。</p> <p>それでは計画見直しの概要について、9番のスライドから12番まで合わせて御質問、御意見を承ります。梅崎委員どうぞ。</p>
梅崎委員	場内盛土の廃止という案は大変いい案ではないかと理解しています。確認したいのですが11番のスライドの地形を活かしたパネル設置ということで基本的には伐採だけという説明がありましたが、残土はどういう残土で、どのくらいの量が説明をお願いします。
片谷委員長	事業者さんお願いします。
事業者 森田	建設残土は主に調整池の掘削、管理道路による土地の切盛から発生するもので、正確な数値は現在も算出中ですが、準備書上は約20万㎡としております。
梅崎委員	ありがとうございました。では、いわゆる地形の改変は行わないということですね。切土、盛土は行わないという原則でよろしいですね。
事業者 森田	はい。調整池、管理道路以外の場所については、地形を生かしたままでパネルを設置いたします。
梅崎委員	<p>大変結構だと思います。</p> <p>今概略の説明がありましたが、残土の量が分かりましたら、ダンプトラックにして何台くらいなのか、一日当たりの量がいくらなのか等が次の項目になると思いますので、分かったらお知らせください。</p>
事業者 森田	分かりました。
片谷委員長	隣接地が搬出先ですから距離はかなり短いし、搬出ルート上に住宅はないという理解でよろしいですか。
事業者	調整池の掘削により発生する残土の搬出は直接隣地の採石場に行きますので、御指

森田	摘のとおりです。ただ、管理用道路の切土については、近くにある民家を通して採石場へ搬出する予定です。
片谷委員長	分かりました。富樫委員どうぞ。
富樫委員	今回大幅な計画の見直しをして、盛土を基本的に行わない計画にしたことや、地形改変を抑えた計画にしたことは非常に評価したいと思います。 隣接の採石場はおそらく鉄平石を取られている所と予想しますが、ある程度そちらの了解は得られているのでしょうか。
事業者 森田	隣接地の採石場は採石を行っている組合が、現在の地権者から土地をお借りして採石を行っているところですが、地権者様と組合様と三者で協議をしております。受け入れ自体はご同意いただいております。実際の受け入れ方法については採石事業に影響がない形で進める必要があるので、現在何回か現地に行き、どのような形で現状復旧を行うか協議をしているところです。
富樫委員	ありがとうございます。その道は細い部分もあると思いますが、搬出、搬入のための通行箇所を、場合によっては改良するとかそういう必要性はいかがですか。
事業者 森田	現状復旧工事自体は、既に採石場で採石の事業で使われている大型車が通行している道路をメインに使用する予定ですので、大きな道路の建設や拡幅は今のところ予定しておりません。
富樫委員	分かりました。
片谷委員長	今の話の関連ですが、採石場に現状復旧のために埋めるということは、採石する前の地形に概ね戻す、石を切った代わりに土を入れて形として元の地形に近づけるという趣旨でよろしいですか。
事業者 森田	はい、ただ採石跡地の全てを現状復旧できるほどの残土は出ないので、法面の保護、斜面の崩壊等の災害防止ということをメインに、復旧を行っていく予定です。 ですので、採石を行う前のとおり、元の状態に十分に復旧できるかということについては、残土が足りないと思っております。
片谷委員長	分かりました。陸委員、どうぞ。
陸委員	事業計画地の境目に、柵を設置する等の計画はありますか。
事業者 森田	事業計画地の外周にフェンスを設置する予定です。
陸委員	フェンスとはどういったものですか。
事業者 森田	通常のフェンスを設置する予定です。
コンサルタント 永翁	動物の観点から補足すると、事業計画地には二ホンジカが生息し餌場にしていますので、完全に囲んでしまうとシカの利用ができなくなり、周辺の獣害が想定されます。したがって、フェンスの高さを調整し、シカが入れるように計画できないかと考えています。

西側と東側で少し分布も違うようなので、西側には低いフェンスをつける等、そういったことも考えております。

片谷委員長

その件は、準備書には記載されていますか。

コンサルタント  
永翁

保全計画の一環として記載する予定です。

陸委員

ありがとうございます。

実は私は逆のことを心配しています。パネルをある程度間隔を空けて設置すると、下草が相当出てくると思います。そうすると周辺のシカが集まってきて餌場にする可能性が高くなります。それに伴いせっかく保全した希少植物を食べてしまう可能性があるもので、むしろシカが完全に入らないよう高い柵を設置した方がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

コンサルタント  
永翁

分かりました。貴重な御意見ありがとうございます。そういったことも考えあわせて準備書を作っていくしたいと思います。ありがとうございます。

片谷委員長

他のソーラー発電事業でも同じような議論があり、大型のシカは通れないが小型の動物は通れるフェンスを設置するといった話も出ています。ここは特に貴重な植物もある場所なので、シカに食べられてしまうということは起こりうることだと私も感じます。これから動植物関係の委員の方からご発言があると思いますが、その辺りも配慮しながら計画を進めていただくようお願いします。

陸委員は、今の件はこれでよろしいですか。

陸委員

結構です。

片谷委員長

それでは検討していただくということをお願いします。  
鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員

12 ページの航空写真を見ると谷地形のように見えます。11 ページの土地利用計画案でいうと南西側の谷が採石場なのでしょうか。

事業者  
森田

御指摘のとおり南西側の谷が採石場です。

片谷委員長

谷地形を更に採石で掘り下げているということでしょうか。

事業者  
森田

両面が切り立っている形で掘削した結果、そのような形になっている場所です。崖という表現が正しいかわかりませんが、非常に高い状態のものが周辺に広がっているという形です。

片谷委員長

切り立った谷ではなかったとしても、もともと沢筋ではあるわけですね。

事業者  
森田

そのとおりです。

鈴木委員

沢筋には埋めないんですね。発生土を盛る場所は、水が流れる場所ではないと。

片谷委員長

現状、水路である部分に盛るのではないという確認です。

事業者 森田	水路には埋めません。
片谷委員長	梅崎委員どうぞ。
梅崎委員	別の案件のときに聞いたのですが、パネルを設置すると浸透量が減るという懸念はあるけれども、パネルの間隔をある程度空けると表面を流れる水が大きく増えることはなく浸透するという話がありました。 そういった話もありますが、心配なのは洪水時の対応です。洪水時に調整池に入る流量の監視体制と、オーバーフローした場合の対策についてお聞きしたいと思います。
コンサルタント 飯野 (株)技術開発 コンサルタント)	パネルが敷かれる部分は伐採のみで伐根せず、緑地として存続することとなりますが、計算上は流出係数を0.9としています。周りの残地森林は0.6として調整池の容量を計算しています。降雨強度についても、この事業が始まる頃には30年確立でしたが、現在は50年確立降雨強度式という厳しい係数で御指導をいただいています。 調整池の容量計算を行うに当たって、下流ネックポイントと呼ばれる非常に狭い部分、一級河川である茅野横河川への影響も確認することとなりますが、方法書の段階から調整池容量がプラスになったためネックポイントの見直しを行い、1月5日付で河川管理者の同意をいただいております。 雨水の管理については、調整池のオリフィスで水が常に流れる部分は、一番重要な部分ですので、常に監視をして詰まらないような管理体制をとることとしています。 洪水時のオーバーフローについては、通常の砂防堰堤と同じように余水吐を設置し、200年確立でオーバーフローの断面を決めてそこから排水する形をとっています。
梅崎委員	排水先はどこになりますか。
コンサルタント 飯野	排水先は下流河川です。
梅崎委員	先ほどのネックポイントの下側ですか。
コンサルタント 飯野	そのとおりです。
片谷委員長	排水が急激に増えたようなときの安全が十分確保されているかは下流に住んでいらっしゃる皆様が一番心配しているところかと思います。その辺りは是非しっかり、説明していただきたい。準備書が提出されれば、今説明いただいたことは記載されているんですよね。
コンサルタント 永翁	はい。
片谷委員長	では、また準備書で確認をさせていただくこととします。 大窪委員どうぞ。
大窪委員	盛土計画を大幅に見直していただいたことは私も大変評価できることかと思っております。C調整池の堰堤上部の谷を残土で埋めず、河川の連続性の確保を図るという説明をいただきましたが、盛土をしないことで堰堤と調整池の上の河川の連続性は担保出来たけれども、調整池と堰堤の下側、計画地外の河川との連続性は、それだけで

は確保されません。例えば、非公開の調査結果をみると、調整池堰堤の下側の河川沿いにも湿性植物の希少種が点々と自生していますが、調整池や堰堤を作って水系の水量が変わってしまうとこういった植物の保全がなかなか難しいので、河川の連続性の確保を図るのはこれだけではなかなか難しいと思っております。A調整池堰堤、B調整池についても同じことが言えます。その点についてはいかがお考えでしょうか。

コンサルタント  
永翁

先ほど調整池の話がありましたが、オリフィスによって通常の流れは下流に流すので、計画地外との流れを分断するということはありません。ですので、調整池の下流の水が枯れるといったことはないと思っています。

なお、調整池の堰堤の上に希少種があるような場合には掘削することで失われることになるので、代償措置として移植する計画としています。

片谷委員長

大窪委員の御質問の中には、調整池ができることによって下流の対象地域外の河川の流量に変化が起こる可能性があり、それによって希少な植物に影響が生じるおそれはないかという意味が含まれていたと思います。その点は準備書では配慮されていますか。

コンサルタント  
永翁

調整池ができることによって、下流の流況が変化することはもちろんあります。というのは洪水を調整池で止めることになりますので、洪水時には、現在は沢山流れていたものが一時止められて、流れが穏やかになるという変化があると思っています。原則的には、水が枯れる、流れなくなるわけではないので大きな影響はないと考えていますが、準備書の中で言及をしていきたいと思っています。

片谷委員長

これは準備書が出てきてからご判断いただくこととしましょう。

大窪委員

そうですね。水が枯れないだけでなく、ある程度の緩やかなフラッシュがないと個体群を維持できない植物もあるので、その点はまた準備書を見て意見を述べたいと思います。

片谷委員長

事業計画見直しの概要と土地利用計画案、残土の搬出については一通り確認しました。

大窪委員からは、後段の注目すべき生物種と土地利用計画の関係についても言及がありましたが、これからは非公開部分も含め御意見を伺ってまいりたいと思います。

注目すべき種の位置等に関する情報等が内容となりますので、出来るだけ種の名前はおっしゃらないようお願いいたします。

中村寛志委員お願いします。

中村寛志委員

先ほどの鹿の話に関連して質問があります。パネルを設置する部分は、立木伐採のみということですが、パネルの下をどのように管理するのか教えてください。草地管理を放置すると鹿のいい餌場になります。霧ヶ峰では希少な植物を鹿が食べてしまうため防護柵を設けるといった対策を講じていますが、鹿の柵とパネルの下の草地をどういった管理をされるかを教えてください。これは準備書で方法が示されるかもしれませんが、お聞きしたいです。

希少な昆虫類については、変更後の計画では保全区域に入っており、それは評価できるとしています。

事業者  
森田

草地の管理方法については、基本的に人手で行う予定です。実際に現地を何回か見に行っておりまして、人手での工数試算を準備書案に基づいて行っており、具体的な工数を何人/日といった形で準備書では示すこととしております。

もちろん除草剤、農薬を使わずに人手による管理を行ってまいります。

中村寛志委員	別の場所で、森林が草地に変わったところの調査をしていますが、どうしても外来植物が侵入してしまっていて、大きな影響を受けています。せっかく希少な植物が残っているのに、外来種の侵入対策をしっかりとさせていただきたいという要望です。特に車両の出入りへの対策が重要になってくると思います。
コンサルタント 永翁	車両については、事業計画地から出る車両を洗うことも周辺の環境保全のために行いますし、入ってくる車両についても洗浄を図ることを検討しています。
片谷委員長	中村雅彦委員、どうぞ
中村雅彦委員	10番のスライドで猛禽類営巣による保全区域の拡大が丸で示されていますが、どれくらいのエリアを保全するという考えなのでしょう。
コンサルタント 永翁	基本的に巣を中心に半径200mの範囲を保全エリアとして考えていますが、尾根まで来た場合にはそこまでとしました。そのため、場所によって半径100mぐらいになっているところもあり、いびつな形となっています。
中村雅彦委員	年によって、営巣場所が異なる場合もありますよね。その場合には保全エリアを拡大するのでしょうか。巣の場所はある程度固定しているかもしれませんが、次の年には別の場所に移る可能性もあります。その場合に同じように半径200mのエリアを保全区域として設定し、伐採をしないということでしょうか。 巣は年によって変わりますので、古巣があったところを保全するのか、フレキシブルに対応するのかという点について、事業者の見解をお聞きしたいと思います。
事業者 森田	非常に難しい問題だとは思いますが、工事に入る前に違った場所に見つかった場合にどうするかについては、申し訳ありませんがこの場ですぐに回答できる案を用意していませんので、持ち帰り検討して準備書の中で示していきたいと思っております。
中村雅彦委員	巣を中心に一定エリアを保全するのは、非常にいいことだと思いますが、固定的にとらえず臨機応変に対応いただきたいと思います。
片谷委員長	着工前に別の場所に巣を作った場合には、計画の修正を検討いただきたいと思いますというのが中村雅彦委員の御指摘ですので、出来るだけそういった努力をしていただきたいと思います。
事業者 森田	かしこまりました。調査自体は継続して今年も行っていくこととしていますので、その結果を踏まえて検討していきたいと思っております。
中村雅彦委員	悩ましい鳥が何種かいますね。よく巣を発見したと思います。 それから、魚の産卵種が確認されているので、盛土計画を見直して河川の連続性の確保は非常に大事ですね。 もう一つが、D湿地周辺に猛禽類よりも大事な鳥がいます。そこについても、同じように丸で示してもらえませんか。
片谷委員長	ここはパネルを置かないエリアになっていますね。
中村雅彦委員	猛禽類と同じように、丸で示してもらいたいということです。

コンサルタント 永翁	確認した場所は保全エリアの中にございますので、保全は図っていると考えております。
中村雅彦委員	要するにパネルは置かないわけですね。
コンサルタント 永翁	そのとおりです。
片谷委員長	この緑色の箇所は基本的にパネルを置かないところですから、丸で囲ってあるところは、保全区域を広げたり、盛土を止めたりといった変更を行った箇所を示しているということですね。元々D調整池付近は保全するつもりであったから丸が記載されていないということですね。
中村雅彦委員	そうなんですけれども、個人的には猛禽類の保全エリアと同じように丸を付けてもらいたいと思っています。
コンサルタント 永翁	分かりました。表記を変更します。
片谷委員長	希少種がいるエリアという意味で、丸を付けてください。 他の委員から何かありますか。富樫委員どうぞ。
富樫委員	今回は発生土の処理計画の変更の報告ということで、資料 2-2 を見ると案として記載されていますが、これはこの委員会で了解が得られれば、この計画で進めていくということになるのでしょうか。
片谷委員長	事業者さんから回答いただく前に、今日の報告の位置づけについて事務局から説明をお願いできますか。これは準備書審議が始まる前の段階ですので、この後準備書を審議して、それに対する知事意見の中で、この残土の排出という計画に関して意見を出す可能性はあるわけですよ。その理解でよろしいですか。
事務局 是永	結構です。
片谷委員長	ですから、ここで確定するものではないということです。アセス手続上、準備書に対する審議の中で計画の修正の意見が出て、その意見が委員会として合意になった場合には、発生土の搬出に関して何らかの注文がつく可能性が残っています。ですので、あくまでも今日提出いただいた資料 2-2 というのは、事業者さんが検討した結果であって、今後の準備書審議の中でそれに対して修正を求める意見が出る可能性はあるということです。
富樫委員	方法書にのっとして調査を行っているかと思いますが、これだけ計画が変更になると、必要が無い調査が出てきたり、新たに必要になる調査があるかもしれません。その辺りの調査方法の妥当性についてはどのようなお考えで進めているのでしょうか。計画が変わるとしても当初計画したものはそのまま調査をして、予測評価を行うのかといった、その辺の判断はどのように考えられているのでしょうか。
事業者 森田	準備書に記載させていただくのは、今回で言うと資料 2 の 11 番に示した事業者としての最終的な計画案に対しての予測評価となります。方法書に対しての御意見や環境調査の結果から検討した結果がこの最終の案になります。予測評価はこの最終案に基

づいて実施しています。

片谷委員長

現地調査の中で計画変更に伴って追加が必要になった部分もあるかと思いますが、それは方法書に記載のなかったものについても準備書において追加されるという理解でよろしいですか。

事業者  
森田

追加しております。

富樫委員

先ほどの案で大きな盛土が無くなるとか、地形改変がだいぶ軽減されるということだと、地形・地質を折角評価項目として選定していただいています。かなり簡易な記述になってしまうのではと懸念しています。地形・地質は防災にも関わりが深いですけれども、例えば水象における周辺の地下水への影響の基礎情報として非常に大事ですので、当初予定されていた調査については、しっかりと結果を示していただいて、他の予測評価も充実したものにしていただきたいというのが要望です。

コンサルタント  
永翁

地形地質に関して、準備書の段階では調整池上部の盛土が無くなりますので、その安定計算については、準備書に記載はしません。ただし、調整池や、管理用道路を設置するなど土地の形状変更や人工物の設置が予定されているので、そちらについて安全を図るということで予測評価の対象としていますので、準備書の中で変わらず記載していく予定です。

片谷委員長

富樫委員よろしいですか。

他の御質問はありますか。概ね今までのご発言を集約しますと、知事意見に対応した計画変更の内容に関しては了解できるものであるという認識でよろしいかと思いますが、そういうまとめとしてよろしいでしょうか。

今日は変更の報告の審議ということですので、通常のアセス図書の審議とは形式が異なりますが、この変更の報告の内容については了解して、出てきた準備書に対して個別の項目についてチェックしていくという扱いになるかと思いますが、事務局それでよろしいですか。

事務局  
是永

方法書の知事意見で、「事業計画地内の盛土を変更、見直しする場合は県に報告し、その助言を踏まえて調査、予測、評価を実施すること」としておりますので、本日御議論いただいた報告書の内容を再度整理させていただき、計画に対しての助言はご相談させていただきます。

片谷委員長

事業者さんは準備書に関する事前説明会を開いていますので、既に準備書の作成作業というのは終盤に差し掛かっているかと思いますが、まだ修正の余地はあるという理解でよろしいですか。

今日色々意見が出ましたので、計画の変更自体は了解したという結論ですけれども、それに伴う準備書作成に関する意見は極力反映した形で、次の準備書段階の審議に進みたいと思います。短い時間の対応になるかと思いますが、よろしく願います。

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員

直接的な話ではありませんが、これまでメガソーラーは全国で作られてきたかと思っています。その中で出てきた問題点やメリット、デメリットなどをこれまでの蓄積データでクリアできるような計画にできたらいいなと思います。この事業は大型ですので、今までの経験上、設置してきたメガソーラーにはどういう問題点があったかを踏まえて比較検討したような準備書の作成というのは可能なのでしょうか。

片谷委員長	今の御指摘はパネルの材質とか形状とかという話ですか。
佐藤委員	その他にも大型のメガソーラーの工事などで出てきた問題点を踏まえ、今回計画するという項目は作れないのでしょうか。
片谷委員長	アセスの予測評価項目にはありませんが、事業計画の説明の中で大規模であるが故の配慮や、下流に住民の方々が住んでいらっしゃることに配慮を、どれだけアセス図書の中で記載していただけるかというのはこの委員会での審査対象になります。しかし、他のソーラー事業との比較を事業者に義務付けるような仕組みにはアセス制度はなっていません。自主的に事業者さんがアピールするのは自由ですが、こちらからそれを義務付けるのは難しいと考えます。事務局の考えはいかがですか。
事務局 是永	先ほどの方法書段階の知事意見の4番の意見で「本事業はその開発の規模や形態から類似事例による予測が困難な面が多いと考えられる。環境影響評価準備書において、類似事例による予測を行う場合は、全国の太陽光発電所の事例をできる限り収集した上で、予測の根拠となる事例を明記しその妥当性を判断できるようにすること。」という意見を述べておりますので、こういった内容が準備書の中で反映されるものと考えています。
片谷委員長	これは個別の予測評価項目において類似事例を引用する場合の話ですよ。事業のメリットとかそういうことに関して類似事例との比較が義務付けられることになっていないので、事業者さんの自主的なアピールとして記載されるのは構いませんが、この委員会として求めるのは難しいだろうと思います。予測評価の中で類似事例を引用する場合はできるだけ多くの事例、しかも規模の近いものを引用してもらった方がいいのですが、そこは意見に対応して実施していただいていると思います。それ以上のことを新たに求めるとするのは難しいだろうと思いますので、そのように了解ください。
	やはり全国的にも注目されている事業ですし、地元の住民の方々のご心配も当然ある事業ですので、最大限の予測評価と最大限の環境保全措置はもちろん実施していただく必要があります。
	富樫委員どうぞ。
富樫委員	先ほどの説明で少し気になったところがありました。資料2の4番について、「事業の背景と目的」として治山力向上というのが挙げられていますが、こういうソーラー事業で治山力が向上するとまで言い切るのはいかがかなと思います。十分な管理がなされた場合には治山も期待できると思いますが、事業者さんがどれだけその場所をきちんと管理するかによって結果は変わると思います。樹木の伐採や地形改変もあるので、この事業で治山力が向上するとまでいうのは誤解を招くのではないのでしょうか。
事業者 森田	事業の背景と目的については、方法書の時点では再生可能エネルギーの普及のところに記載されている事項を掲げているのみでしたが、現在この土地を70年近くにわたって管理されている3組合様と協議したところ、現状管理が難しい状態にあることもあるため、組合様からこういったことも目的としてほしいという意見がありました。維持管理をすることによってこういうことも大きな目的としてほしいというお話があってこのように記載しています。
富樫委員	そういうことでしたら、これは治山力というよりは適切な管理ぐらいの意味合いではないかと感じます。
片谷委員長	治山のための管理のレベルアップということですね。事業者さんとして最大限やっていくという意気込みととらえてよろしいですか。

事業者  
森田 人手をかけて、今よりも維持管理の機会を増やすというのが目的でもあります。結果として治山力の向上に繋がればと考えているというところです。表現については先ほど御指摘ありましたので、組合様とも相談しながら適切な表現に直していきたいと思えます。

片谷委員長 確かに写真にも倒木が映っていますが、水害では水の被害よりも倒木が流れてきて建物を破壊するというのが問題で、こういった倒木を除去して現存している樹木を維持管理していくというのは災害対策上、非常に有効なことだと思います。  
他はいかがですか。大窪委員どうぞ。

大窪委員 12番のスライドについて質問があります。建設残土の運搬先として採石場を利用するという案で、ここでは採石場に残土を持ってくることにより斜面崩壊を防ぐような機能を持たせるという説明でしたが、採石場のような特殊な場所に生育するような希少植物もあります。残土を持ってくることによってそういった希少種が生育できなくなるというような負の要因も発生するという点も懸念されますが、その点はどう考えていますか。

片谷委員長 そのご懸念はわかりますが、少なくともこのアセスの審議の中で審議対象にはできません。この事業によって生じる残土の運搬先で起こる環境負荷の懸念というのは、採石場の事業者さんの社会的責任の中でやっていく問題です。Loopさんとしても残土を受け入れる事業者さんとの協議の中で、環境配慮をきちんとしてもらいたいと言ってもらえるのがいいと思います。Loopさんの責任でやらせるというのは、制度上無理です。

大窪委員 予定地についての情報が分かっていないので、心配しての質問です。

片谷委員長 これは残土を受け入れる事業者さんとの協議がまだあるかと思えますので、そういう時に適切な配慮がなされるように努力をしていただきたいと思います。大体御意見が出尽くされたようでございますが、これにつきましても、他にお気づきになられた事項がありましたら、先ほどと同じように2月14日までに事務局にメールでお寄せいただきたいと思います。

富樫委員 資料2-2については先ほど富樫委員の御指摘の中でお話ありましたが、特段この表について何か確認しておきたいこととかありますでしょうか。富樫委員どうぞ。

片谷委員長 この計画変更の経緯については準備書の中に記載していますか。

事業者  
森田 記載しております。

片谷委員長 計画の変更を促した大本はこの委員会ですので、そういった情報は事業者さんもしっかり計画を検討し直したというアピールにも使っていただきたいと思いますし、準備書の中でも確認していきたいと思えます。  
佐藤委員どうぞ。

佐藤委員	12 番のスライドについて、事業計画地の位置を図面に落とし込んでいただきたいです。
片谷委員長	準備書の段階ではわかるよう、対応してください。 では、資料 2-2 に関する御意見もないようですので、審議としてはこれで終了とさせていただきます。それでは今後の審議予定について事務局から説明をお願いします。
事務局 是永	今後の審議予定ですが、第 11 回技術委員会を3月9日(金)の午後に本日のこの会場西庁舎 111 号室で開催し、リニア中央新幹線に係る大鹿村の発生土置き場の調査、影響検討及び環境保全措置について、御審議をお願いいたします。開催通知については追って送付しますので、お忙しいところ恐縮ですが、よろしくお願い申し上げます。 また、先ほど委員長からもお話があったとおり、湖周の事後調査報告及び諏訪市四賀ソーラー事業の発生土計画変更に係る追加の御質問、御意見がございましたら、2月 14 日(水)までに事務局あてお寄せくださるようお願いいたします。 本日の御意見、追加意見、本日ご欠席の委員さんの意見を集約、整理の上、助言案を作成してまいりますのでよろしくお願いいたします。 事務局からの説明は以上です。
片谷委員長	最後に全体を通して、委員の皆様から何かございましたら御発言ください。 3月9日は今期ですか？
事務局 是永	はい。これは今期になります。今期の最後になります。
片谷委員長	次回は今期の最後となりますね。3月9日ということですのでよろしくお願いいたします。 議事はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。 では事務局にお返しいたします。
事務局 寒河江	本日の技術委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。